

名桜大学大学院国際文化研究科国際文化システム専攻（修士課程）規程

（趣旨）

第1条 この規程は、名桜大学大学院学則（平成13年4月1日制定。以下「学則」という。）第4条第2項の規定に基づき、国際文化研究科国際文化システム専攻（修士課程）に関し必要な事項を定めるものとする。

（専攻）

第2条 国際文化研究科国際文化システム専攻（修士課程）（以下「研究科（修士課程）」という。）に次の教育研究領域を置く。

教育研究領域
言語文化
社会制度政策
経営情報
観光環境
健康科学

（授業科目及び単位数）

第3条 研究科（修士課程）における授業科目及び単位数は、別表1のとおりとする。

（指導教員）

第4条 学生の研究及び論文指導（以下「研究指導」という。）のため、指導教員を置く。

- 2 指導教員は、研究指導を行う専任の教授をもって充てる。ただし、必要があるときは、名桜大学大学院国際文化研究科国際文化システム専攻修士課程委員会（以下「修士課程委員会」という。）の認めた専任の上級准教授をもって充てることができる。
- 3 指導教員は、学生の研究を指導し、併せて学生の授業科目の履修等に適切な助言を行う。
- 4 学生は、入学後所定の期日までに指導教員及び研究題目を定め、研究科長（修士課程）に届け出なければならない（別紙様式第1号）。
- 5 指導教員の変更は、原則として認めない。ただし、特別の事情が生じた場合に限り、修士課程委員会の議を経て変更を認めることができる（別紙様式第2号）。

（教育方法の特例）

第5条 研究科（修士課程）における授業及び研究指導は、修士課程委員会が教育上特に必要があると認める場合に限り、別に指定する特定の時間又は時期に行うことができる。

（履修方法）

第6条 学生は、入学した年度の最初の登録時に、学習する教育研究領域（以下「領域」という。）を選択しなければならない。

- 2 履修に当たっては、第3条別表1により共通科目、領域の選択科目、他の領域の科目及び看護学研究科の共通選択科目から合計30単位以上履修しなければならない。

（科目履修手続）

第7条 学生は、各学期の始めに履修しようとする授業科目を所定の様式により研究科長（修士課程）に届けなければならない。

- 2 各領域の演習科目は、1年次又は2年次の学期始めに登録するものとする。
- 3 1年次における履修単位は、26単位以上を目標とする。
- 4 休業期間等に臨時に開設される科目の履修については、そのつど科目の登録を行うものとする。
- 5 学生は、指導教員の履修指導のもとに科目の登録及び履修を行うものとする。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第8条 学長は、指導教員が必要と認めたときは、学則第35条に定めるところにより、他の大学院の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項により修得した単位は、10単位を超えない範囲で第6条第2項の領域の履修指定科目以外の選択科目、他の領域の科目及び看護学研究科の共通選択科目の履修とみなして修了に必要な単位として取り扱う。

(単位の認定)

第9条 各授業科目の単位修得の認定は、試験又は研究報告書により担当教員が行う。

- 2 病気その他のやむを得ない理由により、試験を受けることができなかった者については、追試験を行うことができる。
- 3 追試験の時期は別に定める。
- 4 試験を受けて不合格になった者についての再試験は行わない。

(成績の評価)

第10条 試験又は研究報告書の成績評価は、優、良、可、不可とし、優、良、可を合格とする。

(修士論文の提出)

第11条 修士論文に関する日程は、次の表に掲げるとおりとする。なお、学生が論文題目及びその概要並びに論文を研究科長（修士課程）に提出する場合は、指導教員の承認を得るものとする。

事 項	時 期
論文題目の提出	1年次後学期第8週目
論文概要	1年次後学期終了時
論文中間発表	2年次前学期終了時 7月
論文提出	3月修了予定者にあつては12月 9月修了予定者にあつては6月

- 2 論文審査及び最終試験は、修了に必要な科目をすべて修得した者、又は修得見込みの者について行う。
- 3 学則第40条第1項ただし書による在学期間の特例並びに同条第2項による特定の課題についての研究成果の審査による場合は、第1項の規定によらないことができる。

(修了要件)

第12条 研究科（修士課程）の修了要件は、大学院に2年以上在学し、研究科（修士課程）所定の科目を30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績をあげた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の規定において、大学院の目的に応じ適当と認められたときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

(教職課程)

第13条 教育職員免許取得希望者のため、教職課程を置く。

2 研究科(修士課程)において取得できる免許状の種類は、次に掲げるとおりとする。

研究科	専攻	教育職員免許状の種類	免許科目
国際文化研究科	国際文化システム専攻 (修士課程)	中学校教諭専修免許状	英語
		高等学校教諭専修免許状	英語・商業

3 免許状の取得には、次の2つの条件を充たさなければならない。

- (1) 修士の学位を有すること、又は大学院に在学し、30単位以上を修得すること。
- (2) 英語(中学・高校)又は商業(高校)の一種免許状を取得済であること。

4 修得すべき科目、単位等は、別表2のとおりとする。

(補則)

第14条 この規程に定めるもののほか、研究科(修士課程)に関し必要な事項は、修士課程委員会の議を経て研究科長(修士課程)が別に定める。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成16年3月31日に在学する者には、改正後の第3条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則(平成16年7月30日)

この規程は、平成16年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月29日)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月27日)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年1月21日)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年2月17日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成27年9月16日)

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年3月31日に在学する者には、改正後の第3条の規程に関わらず、従前の規程を適用す

る。

附 則（平成29年2月15日）

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成29年3月31日に在学する者には、改正後の第3条の規程に関わらず、従前の規程を適用する。

附 則（平成31年1月18日）

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月31日に在学する者には、改正後の第3条の規定に関わらず、従前の規定を適用する。

別表1 (第3条関係)

授業科目及び単位数

科目区分	授 業 科 目 名	配当 年次	単位数		講義・演習	備 考
			必修	選択		
共 通 科 目	人文科学特論	1・2		2	講義	必修を含め、6単 位以上履修するこ と。
	政策科学特論	1・2		2	講義	
	社会心理学特論	1・2		2	講義	
	環境科学特論	1・2		2	講義	
	健康科学特論	1・2		2	講義	
	学術研究方法特論	1	2		講義	
教 育 研 究 領 域 科 目	言 語 文 化 教 育 研 究 領 域	言語文化研究演習Ⅰ	1	4	演習	言語文化研究演 習Ⅰ、言語文化研 究演習Ⅱを含め、 24 単位以上履修す ること。 うち、6単位は他 の領域及び看護学 研究科の共通選択 科目から履修する ことができる。ただ し、看護学研究科の 共通選択科目の履 修は上限を4単位 とする。
		言語文化研究演習Ⅱ	2	4	演習	
		言語学特論Ⅰ	1・2	2	講義	
		言語学特論Ⅱ	1・2	2	講義	
		英文学特論	1・2	2	講義	
		米文学特論	1・2	2	講義	
		地域言語学特論Ⅰ	1・2	2	講義	
		地域言語学特論Ⅱ	1・2	2	講義	
		英文法特論	1・2	2	講義	
		英語音声学特論	1・2	2	講義	
		英語教授法特論Ⅰ	1・2	2	講義	
		英語教授法特論Ⅱ	1・2	2	講義	
		英語教育評価特論	1・2	2	講義	
		リサーチ方法特論	1・2	2	講義	
		理論言語学特論	1・2	2	講義	
		第2言語習得特論	1・2	2	講義	
		教育学特論	1・2	2	講義	
		比較教育文化思想特論	1・2	2	講義	
		東南アジア文化特論	1・2	2	講義	
		中南米文化特論	1・2	2	講義	
		日本古典文学特論	1・2	2	講義	
		日本近代文学特論	1・2	2	講義	
		日本史特論	1・2	2	講義	
		沖縄地域文化研究特論	1・2	2	講義	
		琉球歴史学特論	1・2	2	講義	
		琉球文学特論	1・2	2	講義	
		中琉関係史基礎特論	1・2	2	講義	
琉球・沖縄文化特論序説	1・2	2	講義			
琉球精神文化特論	1・2	2	講義			
言語文化特別講義Ⅰ	1・2	2	講義			
言語文化特別講義Ⅱ	1・2	2	講義			

科目区分		授 業 科 目 名	配当 年次	単位数		講義・演習	備 考
				必修	選択		
教育 研究 領域 科目	社 会 制 度 政 策 研 究 領 域	社会制度政策研究演習Ⅰ	1		4	演習	社会制度政策研究演習Ⅰ，社会制度政策研究演習Ⅱを含め，24単位以上履修すること。 うち、6単位は他の領域及び看護学研究科の共通選択科目から履修することができる。ただし、看護学研究科の共通選択科目の履修は上限を4単位とする。
		社会制度政策研究演習Ⅱ	2		4	演習	
		国際政治特論Ⅰ	1・2		2	講義	
		国際政治特論Ⅱ	1・2		2	講義	
		地域開発政策特論	1・2		2	講義	
		都市政策特論	1・2		2	講義	
		地方自治特論	1・2		2	講義	
		地域活性化特論	1・2		2	講義	
		経済政策特論	1・2		2	講義	
		国際経済特論	1・2		2	講義	
		産業政策特論	1・2		2	講義	
		公法学特論	1・2		2	講義	
		東アジア地域特論	1・2		2	講義	
		国際協力・ボランティア特論	1・2		2	講義	
社会制度政策特別講義Ⅰ	1・2		2	講義			
社会制度政策特別講義Ⅱ	1・2		2	講義			
教育 研究 領域 科目	経 営 情 報 研 究 領 域	経営情報研究演習Ⅰ	1		4	演習	経営情報研究演習Ⅰ，経営情報研究演習Ⅱを含め，24単位以上履修すること。 うち、6単位は他の領域及び看護学研究科の共通選択科目から履修することができる。ただし、看護学研究科の共通選択科目の履修は上限を4単位とする。
		経営情報研究演習Ⅱ	2		4	演習	
		経営戦略特論	1・2		2	講義	
		比較経営学特論	1・2		2	講義	
		産業組織特論	1・2		2	講義	
		小集団心理学特論	1・2		2	講義	
		人的資源管理特論	1・2		2	講義	
		経営活動情報特論	1・2		2	講義	
		e-ビジネス特論	1・2		2	講義	
		情報交流特論	1・2		2	講義	
		情報知能特論	1・2		2	講義	
		情報・通信技術特論	1・2		2	講義	
		会計学特論	1・2		2	講義	
		マーケティング特論	1・2		2	講義	
経営情報特別講義Ⅰ	1・2		2	講義			
経営情報特別講義Ⅱ	1・2		2	講義			

科目区分	授 業 科 目 名	配当 年次	単位数		講義・演習	備 考
			必修	選択		
教育研究領域科目	観光環境研究演習Ⅰ	1		4	演習	観光環境研究演習Ⅰ, 観光環境研究演習Ⅱを含め, 24単位以上履修すること。 うち、6単位は他の領域及び看護学研究科の共通選択科目から履修することができる。ただし、看護学研究科の共通選択科目の履修は上限を4単位とする。
	観光環境研究演習Ⅱ	2		4	演習	
	観光開発特論	1・2		2	講義	
	観光政策特論	1・2		2	講義	
	観光文化特論	1・2		2	講義	
	観光資源特論	1・2		2	講義	
	観光市場分析特論	1・2		2	講義	
	観光調査法特論	1・2		2	講義	
	ホテル実務特論	1・2		2	講義	
	異文化接触特論	1・2		2	講義	
	島嶼開発特論	1・2		2	講義	
	島嶼文化特論	1・2		2	講義	
	島嶼生態学特論	1・2		2	講義	
	エコツーリズム特論	1・2		2	講義	
	観光環境特別講義Ⅰ	1・2		2	講義	
観光環境特別講義Ⅱ	1・2		2	講義		
教育研究領域科目	健康科学研究演習Ⅰ	1		4	演習	健康科学研究演習Ⅰ, 健康科学研究演習Ⅱを含め, 24単位以上履修すること。 うち、6単位は他の領域及び看護学研究科の共通選択科目から履修することができる。ただし、看護学研究科の共通選択科目の履修は上限を4単位とする。
	健康科学研究演習Ⅱ	2		4	演習	
	グローバル・ヘルス特論	1・2		2	講義	
	健康心理学特論	1・2		2	講義	
	健康栄養学特論	1・2		2	講義	
	社会福祉学特論	1・2		2	講義	
	地域保健学特論	1・2		2	講義	
	健康・スポーツ指導特論	1・2		2	講義	
	伝統武道特論	1・2		2	講義	
	スポーツトレーニング・コーチング特論	1・2		2	講義	
	ヘルスプロモーション・ウェルネス特論	1・2		2	講義	
	健康科学特別講義Ⅰ	1・2		2	講義	
健康科学特別講義Ⅱ	1・2		2	講義		
□修了要件の30単位のうち、6単位は他の領域及び看護学研究科の共通選択科目から履修することができる。						

別表 2 (第 13 条関係)

教職免許に関する教科科目

専攻	専修免許状	授業科目名	単位数		必要単位数
			必修	選択	
国際文化システム専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状 (英語)	言語学特論Ⅰ 言語学特論Ⅱ ○英文学特論 ○米文学特論 地域言語学特論Ⅰ 地域言語学特論Ⅱ ○英文法特論 ○英語音声学特論 ○英語教授法特論Ⅰ ○英語教授法特論Ⅱ ○英語教育評価特論 ○リサーチ方法特論 理論言語学特論 第2言語習得特論 異文化接触特論		2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	○印を含め 24 単位以上履修すること。
	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状 (商業)	地域開発政策特論 地域活性化特論 ○経済政策特論 国際経済特論 産業政策特論 ○経営戦略特論 ○比較経営学特論 産業組織特論 人的資源管理特論 ○経営活動情報特論 e-ビジネス特論 ○情報交流特論 会計学特論 ○マーケティング特論 観光市場分析特論		2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	○印を含め 24 単位以上履修すること。

様式1号（第4条関係）

研究指導教員届

年 月 日

名桜大学大学院

国際文化研究科長（修士課程） 殿

国際文化研究科 国際文化システム専攻（修士課程）

学生番号

氏 名

印

研究指導教員を下記のとおりお届けします。

記

研 究 題 目	
指 導 教 員	印

注 指導教員の承認を得て、入学年度の所定の期日までに研究科長（修士課程）に届けなければならない。

